

令和8年度第1回群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会 報告事項

令和8年8月17日

総合評価算定基準における施工計画評価項目（技術力の向上における取組み）の「業務に関連する資格等の取得状況」の評価区分について、所要の是正を行う。

対象算定基準 ・簡易型(建築・電気・管工事) ・超簡易型(建築営繕・電気・管工事)

1 資格の組み合わせ条件の整理

(現在) ※【建築工事】の例

3点	1級建築施工管理技士と1級建築士
	1級建築施工管理技士と2級建築士
	1級建築士と2級建築施工管理技士
	但し、次の組み合わせは不可 1級、2級建築施工管理技士又は1級、2級建築士
2点	1級建築施工管理技士
	1級建築士
1点	2級建築施工管理技士
	2級建築士

(改定) ※【建築工事】の例

3点	1級建築施工管理技士と1級建築士
2点	1級建築施工管理技士と2級建築士
	1級建築士と2級建築施工管理技士
1. 5点	1級建築施工管理技士
	1級建築士

・加点の考え方

監理技術者の必須資格以上の資格取得に対して、加点する。	
① 1級建築施工管理技士 1級建築士	各1.5点
② 2級建築施工管理技士 2級建築士	各0.5点
③ 上記資格を複数取得する者	その和

2 資格名称更新等への対応

【管工事】

6 - 2

(現在)

ア	2 級管工事施工管理技士
イ	職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの
	冷凍空気調和危機施工（1 級）
	空気調和設備配管（1 級）
	給排水衛生設備配管（1 級）
	配管（1 級）
	配管工（1 級）

(改定)

ア	2 級管工事施工管理技士
イ	職業能力開発促進法の技能検定で以下のもの
	冷凍空気調和危機施工（1 級）
	空気調和設備配管（1 級）
	給排水衛生設備配管（1 級）
	配管（ 建築配管作業 ）（1 級）
	配管工（1 級）
	建築板金（ダクト板金作業）（1 級）

以上